

令和7年
10月31日

四者協定を締結！

埼玉弁護士会 さいたま地方検察庁
埼玉県警察

公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

これまで、埼玉弁護士会、埼玉県警察、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターで三者協定を結び、暴力団による犯罪被害者の救済に取り組んできましたが、「匿名・流動型犯罪グループ」の台頭などによる犯罪情勢の変化に対応し、さらなる被害者救済を推進するため、検察庁も加えた四者協定を令和7年10月31日に締結しました！

**みんなで力を合わせ
暴力と薬物乱用のない安全で安心な
住みよい埼玉県を作りましょう！**

暴力団・薬物乱用に関する困いごとは？？

お問い合わせはコチラ！

＜公財＞埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号

電話：048-834-2140

FAX：048-833-2302

受付時間：8:30～17:15（土日、休日は除く）

ホームページ：<http://www.boutsui-saitama.or.jp>

ページ：

